



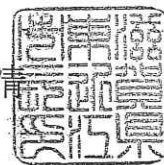
開発行為許可証

東近江市池庄町1554番地5  
株式会社Gークリエイト  
代表取締役 加藤 雅己 様

令和4年2月28日付けで申請のありました開発行為許可申請は、都市計画法第29条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和4年3月18日

東近江市長 小椋正清



記

- 1 開発許可番号 令和4年3月18日 第 10590 号
- 2 開発許可区域の名称  
東近江市宮荘町字堀田481番3

(外 19 筆)

- 3 開発区域の面積 6,412.49 平方メートル
- 4 予定建築物等の用途  
分譲宅地 (21区画)
- 5 許可条件  
別紙のとおり

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東近江市を被告として(東近江市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しを求める訴えを提起することができます。